

# 光市低入札価格調査実施要領

平成16年10月4日

## 1 趣旨

この要領は、光市低入札価格調査制度に関する取扱要綱（平成25年光市告示第9号。以下「取扱要綱」という。）第6条に基づく調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 調査事項

入札終了後、調査基準価格を下回った入札者に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するため、次の事項について調査する。なお、調査結果については指名審議会審議となるが、審議の結果によっては、再度調査を実施することもあるので、その旨を調査対象者に伝えること。

- (1) その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材及び資材購入予定の状況
- (4) 手持機械の状況
- (5) 労働者の確保及び安全対策の状況
- (6) 過去に施工した公共工事等の実績
- (7) 経営内容状況及び信用状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

## 3 調査書

取扱要綱第7条の調査結果の文書の調製は、低入札価格調査書（別記様式）とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年10月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の低入札価格調査実施要項（平成14年4月1日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

低 入 札 価 格 調 査 書

工事名：

担当課：

業者名：

項 目	内 容
(1) その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書 (内訳書添付)	
(2) 手持工事の状況	
(3) 手持資材及び資材購入予定の状況 (購入先記入)	
(4) 手持機械の状況	
(5) 労働者の確保及び安全対策	
(6) 過去に施工した公共工事等の実績	
(7) 経営内容状況及び信用状況	
(8) その他	
調査結果からの検討 (複数者の場合は一覧表にまとめる。)	